

# 第 11 章 景観重要公共施設の整備に係る方針

(景観法第 8 条第 2 項第 4 号関係)

## 11-1 景観重要公共施設の整備方針

地域の景観づくりには、道路、公園、河川等の公共施設整備が重要な役割を担っています。また公共施設管理者は多岐にわたることから、施設管理者と協議、調整を図りながら、市民が求める良好な景観形成に寄与する公共施設整備を進めるため、以下のとおり景観重要公共施設を位置付けます。

	基本的方針	整備に関する事項
道路	旧街道など歴史性豊かな通りの趣のある景観形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的な風致が残る街道や歌枕周辺などは、語り継がれている歴史的な雰囲気をも引き立てるように舗装、照明、柵等は意匠や色彩に配慮します。</li> </ul>
	市の玄関口となる多賀城駅周辺はシンボルとなる景観形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅舎、駅前広場、駅前公園などは市の玄関口として、また文化交流拠点にふさわしい統一したデザイン、色彩により景観整備を行います。</li> <li>駅前にはシンボルツリーやモニュメントなどを配置し、人が集まりやすい景観を演出します。</li> </ul>
	地域ごとに緑の軸による景観形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹、植栽帯による緑の連続したネットワークの形成により、運転者や歩行者がやすらぎを感じられる道路景観づくりを行います。</li> <li>工業地の道路は沿道緑化と工場敷地内の緑化による緑の連続性により、うるおいのある工業地の形成を目指します。</li> </ul>
公園・緑地	市の特色を表わす季節感豊かな景観形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市木「サザンカ」を利用した生垣の推進や、市花「あやめ」を活かした「あやめまつり」などのイベントを通して、本市の特色ある景観づくりを行います。</li> </ul>
	公園内の施設と緑が調和した緑の景観形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の周囲には市内に自生するヤマザクラなどの木々を配し、本市の自然景観と調和した、景観づくりに努めます。</li> </ul>
	多賀城跡周辺の景観形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺跡とともに暮らし、農耕を営む人々の農村集落の景観や、遺跡を取り囲むヤマザクラ、モミ、シロダモなどの落葉樹林が織りなす多賀城の原風景の維持・保全に努めます。</li> </ul>

	基本の方針	整備に関する事項
河川・運河	<p>背景となる山並みや街並みなどと水面が調和した眺望景観や親水性のある景観形成を図ります。</p> <p>歌枕の地などの歴史性豊かな水辺や市民が日常的に利用する水辺では地域の市民活動に資する景観形成を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>七北田川や砂押川、貞山運河などの堤防沿いに接する公有地等には、眺望を楽しめる遊歩道の整備や、四阿やベンチなどの休憩施設などの環境整備に努めます。</li> <li>河川・運河・沼などの水辺周辺では、野鳥や水辺に住む生物、植物など自然豊かな生態系を楽しむ親水空間の整備に努めます。</li> <li>野田の玉川では「あんどんまつり」が開催されており、市民が集うイベントの場として安全で親水性豊かな水辺景観を維持・保全します。</li> <li>歴史的な土木遺産である貞山運河では「灯籠流し」が開催され、運河が地域住民に親しまれており、今後も貞山運河の維持・保全について関係機関に働きかけます。</li> </ul>

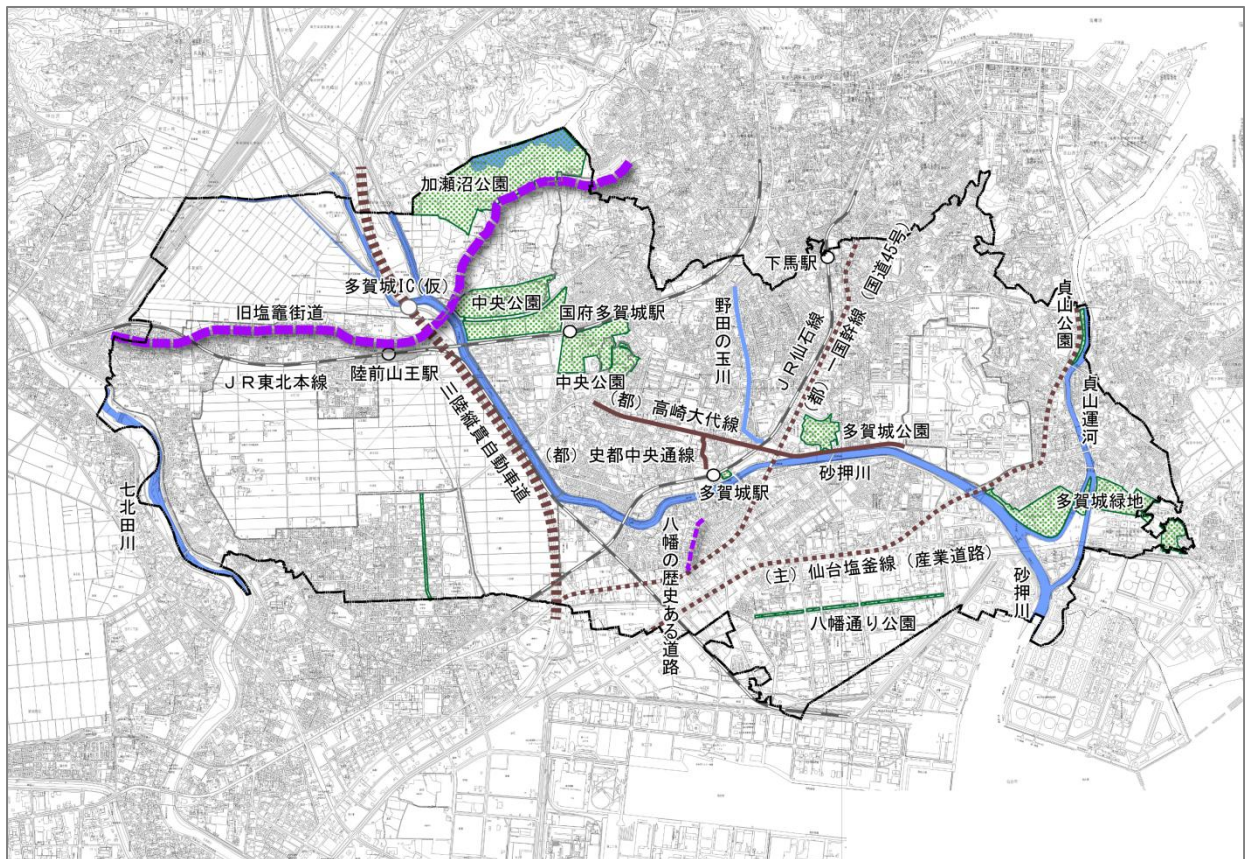


図 景観重要公共施設位置図 (案)

## 11-2 占用許可の基準

景観重要公共施設として指定した公共施設では、電柱、広告塔、バス停留所、電力機器、上下水道管その他の占用物件を設置する場合は、景観重要公共施設の整備方針に整合したデザイン、色彩とします。

## ○景観重要公共施設候補一覧（道路）

	名 称	景観重要公共施設候補の概要	写真
道路-1	旧塩竈街道	江戸時代、仙台芭蕉の辻から塩竈に至る街道であり、奥州一宮鹽竈神社へ参詣する道として多くの人々に利用されていました。この街道は、松島へ向かう街道でもあったことから松尾芭蕉をはじめ多くの文人・墨客が往来しました。	
道路-2	八幡の歴史ある道路	八幡（やわた）の地名は、かつて末の松山の西方にあったという八幡神社に由来します。この街並みの地割りや道路は、現在でも変わらず残っているところがあり、江戸時代の面影を伝えています。	
道路-3	(都) 史都中央通線	多賀城駅北口駅前広場から文化センターへ通じる丘の地形を活かした石積みと、つつじが咲きほこる庭園の中を通る魅力的な景観を持つ歩行者専用道路です。（整備中）	
道路-4	(都) 高崎大代線	市内中央から東部へ延びる都市計画道路で、緑の軸となる並木道が市街地の景観に潤いを与えています。	

○景観重要公共施設候補一覧（公園・緑地）

	名 称	景観重要公共施設候補の概要	写真
公園・緑地ー1	加瀬沼公園	多賀城跡の北にある周囲約4kmの沼で、江戸時代に水田用ため池として造られました。農林水産省の「ため池百選」の一つに選ばれています。	
公園・緑地ー2	多賀城緑地	大代から七ヶ浜町湊浜にかけて広がる緑地公園。運動広場と芝生広場、陸上競技場、野球場などがあり、市民憩いの場となっています。	
公園・緑地ー3	貞山公園	貞山運河沿いに整備された親水公園で、貞山運河が目の前に広がります。公園からは運河を行き交う舟や、釣りを楽しむ人々の光景が見られます。	
公園・緑地ー4	中央公園	市内の北部に位置する総合公園で野球場やサッカー場の他、あやめ園などがあります。あやめ園では、あやめ・花菖蒲など500種、300万本が咲き乱れ、市民や観光客の目を楽しませています。	
公園・緑地ー5	多賀城公園	市内のほぼ中央に位置し、公園内には野球場、バラ園、散策路等が設置されており、市民のレクリエーションの場として広く親しまれています。	
公園・緑地ー6	八幡通り公園	市内の南東部に位置する都市公園で、多賀城市震災復興計画では減災対策で盛土や防災林を備えた公園としての位置づけになっています。	

## ○景観重要公共施設候補一覧（河川・運河）

	名 称	景観重要公共施設候補の概要	写真
河川・運河－1	砂押川	本市の北西から、市の中心部を通り南西へ流れる二級河川で古墳時代から下流域には集落があり、9～10 世紀前半頃に多賀城跡南側の砂押川の廻りには大規模な街並みがありました。現在は、自然豊かな水辺空間として市民に親しまれています。	
河川・運河－2	七北田川	本市の西端を流れ、仙台市との境界となっています。中世には冠川と呼ばれ、川船による物資輸送に大いに利用されました。	
河川・運河－3	野田の玉川	塩竈市の大日向を源流とし、歌枕として有名な小川です。「水・緑景観モデル事業」として改修整備が行われ、「野田の玉川あんどんまつり」が開催されるなど、市民の憩いの場となっています。	
河川・運河－4	貞山運河	阿武隈川から塩竈湾を経て、石巻に至る国内最長の運河。多賀城市域は江戸時代前期に掘削されて御舟入堀と呼ばれ、仙台藩の物流を支えました。「美しい日本の歴史的風土 100 選」に選定されています。	